

令和８年度秦野市版エンディングノート

作成委託業務

仕様書

令和８年７月

秦野市高齢介護課作成

令和 8 年度秦野市版エンディングノート作成委託業務
仕様書

1 事業の概要

本市で最期まで自分らしく生き抜き、自分の人生の終え方について考えること、また、人生を振り返り、本人に関する情報や今後に向けての要望・希望をまとめ、思いを整理することを冊子を通じて地域住民へ普及する。

2 仕様書の適用範囲

この仕様書は、秦野市が民間事業者（以下「事業者」という。）へ業務を委託する「秦野市版エンディングノート作成委託業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

3 業務内容

- (1) 企画、編集
- (2) 印刷、製本
- (3) 有料広告の募集及び掲載
- (4) 市への納品

4 規格

- (1) 名称
エンディングノート～最期まで、自分らしく～
- (2) 規格
A 4 版、中綴じ、横書き、左開き、フルカラー
- (3) 紙質
事業者と協議の上、決定する。
- (4) ページ数
本市が示した情報を掲載し、適切なデザイン、レイアウトで作成をする。
- (5) 広告
事業者と協議の上、決定する。協賛広告企業は、高齢者や終活に関する企業を優先的に掲載する。
また、広告は、本市のイメージ向上につながるものとする。

(6) 発行部数

8, 000部以上

(7) 冊子の内容

次に掲げる項目（ア）から（サ）までの項目を盛り込むこと。人生を振り返り、本人に関する情報や今後に向けての要望・希望をわかりやすくまとめ、家族等に伝えることが出来る内容にする。

なお、各項目内容の詳細については作成時に市と事業者が協議する。

ア エンディングノートの目的

イ エンディングノートの活用方法と注意

（エンディングノートの保管場所を示す様式）

ウ 持ち主のプロフィール

（基本情報や思い出等を記入できる欄）

エ 大切な人たち

（家族・親族・友人を記入できる欄）

オ 健康状態（かかりつけ医や薬のことを記入できる欄）

カ 介護についての希望

（介護状態になった場合を記入できる欄）

キ 治療やケアについての希望

（希望する治療の種類、意思決定の代理者、臓器提供、告知の希望を記入できる欄）

ク 葬儀・お墓の希望

ケ 財産の情報

（不動産・土地・預貯金・保険等のことを記入できる欄）

コ 契約等の情報

（ライフライン、携帯電話等の契約先や支払い方法を記入できる欄）

サ 秦野市の情報を入れるフリーページ（5ページほどを予定）

(8) 言語

日本語を基本とすること（但し、専門用語は除く）。

(9) その他

紙、インク等については、環境に配慮したものを使用すること。

5 作成経費

デザイン、編集、印刷、製本、電子データ、広告募集及び掲載、納品等に

係る費用については、事業者が全額負担し、市は一切の費用を負担しないものとする。

6 納品物

秦野市版エンディングノート

7 納品場所

秦野市役所福祉部高齢介護課（本庁舎1階）

8 納品期限

令和9年2月（予定）

具体的な日時については事業者と調整する。

9 編集方法

- (1) 広告内容も含み、冊子の仕様や内容については、事前に市と協議のうえ作成すること。
- (2) 校正については事業者と調整し、決定する。
- (3) 市より修正依頼があった場合には、原稿を修正すること。

10 広告について

- (1) 掲載については、「秦野市広告掲載に関する基準」に準ずるものとする。
- (2) 広告の掲載・位置に関しては、市と協議のうえ、決定するものとする。
- (3) 市の情報と広告情報との混同を避けるため、市の情報と広告をわかりやすいように配置する。
- (4) 協賛企業募集活動に関しては、その告知から契約までの一切を事業者側で行う。市側が必要とする場合を除いて、営業活動へ参加することを市側に求めてはならない。
- (5) 掲載した広告の内容については、事業者又は広告主が一切の責任を負う。

11 その他

- (1) 事業者は、冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、

市と協力して誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

- (2) エンディングノートの作成は、自然災害や社会情勢の変動、市と事業者の責めに帰すべき事由により、発行することが困難な事情が生じたときは、市と事業者が協議のうえ、発行の全部又は一部を中止することが出来る。
- (3) 事業者は無償提供したエンディングノート又は広告掲載された企業に社会的問題が発生したときは、速やかに市に報告するとともに当該冊子を回収し、代替する冊子が無償提供する。
- (4) 市からの情報提供については市が、それ以外の情報については事業者が著作権を持つ。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、市と事業者が協議のうえ、決定する。